

横浜市立能見台南小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本組織は、横浜市立能見台南小学校PTAと称する。

第2章 目的及び活動

第2条 横浜市立能見台南小学校PTA（以下本組織）は、保護者と教職員の信頼と協力により、家庭・学校・地域における児童の健全な成長をはぐくむことを目的とした諸活動を行う。

第3章 方針

第3条 本組織は、教育を本旨とする民主団体として、細則に定める活動に従って活動する。

第4章 会員

第4条 本組織は、横浜市立能見台南小学校に在籍する児童の保護者と教職員をもって会員とする。

第5条 会員は、会費を納めるものとする。

第6条 会員は、規約の定めるところに従って公平な義務と権利を有する。

第5章 会計

第7条 本組織の活動に関する経費は、会費をもってこれに充てる。

第8条 本組織の会費は、1世帯月額300円とし、原則として8月を除いた11ヶ月分を納入する。また、在籍日数にかかわらず転出入の月は全額納入する。ただし、特別に事情がある場合には、これを減免することが出来る。

第9条 寄付金及びその他の収入を得る場合は、代表委員会の承認を得る。

第10条 会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得る。

第12条 会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第13条 本組織に役員をおく。

第14条 役員は、会員から選出する。

第15条 役員の役職はPTA会長（以下会長）、PTA副会長（以下副会長）、書記、会計、広報・総務、教職員とする。

第16条 年度中の欠員について、活動に支障が生じる場合は、速やかに補充を行う。

第17条 役員は役職に応じてその任務を行う。

第7章 会計監査委員

第18条 本組織に、会計監査委員を2名置く。

第19条 会計監査委員は、年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第8章 総会

第20条 本組織の最高議決機関として、全会員で構成された総会をおく。

第21条 総会の形式は、定期総会・臨時総会とする。

第9章 役員会

第22条 本組織の執行機関として役員会をおく。

第10章 代表委員会

第23条 総会に次ぐ議決機関として代表委員会をおく。

第11章 各種委員会

第24条 各種委員会として学年委員会と校外委員会をおく。

第25条 学年委員会は、学級・学年間の連絡調整を図り、教育活動や教育環境への支援、会員の親睦等の企画・運営を行い、学校教育への理解と協力を深める活動をする。

第26条 校外委員会は、地域社会との連携を図り、児童の登下校や校外生活の安全確保と児童の安全意識の向上を促進する活動をする。

第12章 細則

第27条 本組織の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、役員会の起案と代表委員会の承認によって定める。

第13章 改正

第28条 この規約は、総会において議決権行使数の過半数の賛同によって改正することができる。

第14章 付則

本規約は、平成10年9月5日より実施する。

また、本規約の改正・追加は以下の通りとする。

なお、特別の記載が無ければ定期総会での改正とし、改正のその日より実施されたものとする。

平成14年	3月14日	書面総会にて一部改正
平成14年	5月1日	一部改正
平成15年	5月2日	一部改正
平成15年	11月7日	臨時総会にて一部改正
平成16年	5月1日	一部改正
平成17年	4月1日	臨時総会にて一部改正
平成17年	4月1日	臨時総会にて一部追加付帯
平成17年	3月4日	臨時総会にて一部改正

平成17年 4月 1日 臨時総会にて一部改正
 平成17年 4月 1日 臨時総会にて一部を追加付帯
 平成19年 2月 1日 臨時総会にて一部改正
 平成20年 5月 1日 P T A 慶弔規定を改正
 平成23年 5月 9日 一部改正
 平成26年10月23日 臨時総会にて一部改正
 平成26年10月23日 臨時総会にてP T A 慶弔規定を改正
 平成27年12月 8日 臨時総会にて一部改正
 平成28年 4月28日 細則を策定し、それに伴い全面的に改正
 令和 3年10月 8日 臨時総会にて一部改正

能見台南小学校 P T A 慶弔規定

第1条 慶 弔

慶弔の種別と金額は、次の通りとする。但し、生花については税抜きとする。

		教 職 員	児 童	保 護 者
慰 労	転勤、退職 退任	花束 (3,000 円)		
弔 慰	本人死亡	香典 (10,000 円) 生花 (15,000 円)	香典 (10,000 円) 生花 (15,000 円)	香典 (10,000 円) 生花 (15,000 円)

その他、規定以外の事項については、役員会で協議し、執行することができる。
 慶弔規定は、役員会の起案と代表委員会の承認によって改正することができる。